

令和2年

第7回 農業委員会会議録

阿蘇市農業委員会

## 令和2年 第7回阿蘇市農業委員会 会議録

1 開催日時 令和2年7月10日（金曜） 午後2時開会

2 開催場所 阿蘇市役所北側大会議室

3 農業委員出席者

18名中 16名

4 農地利用最適化推進委員出席者

21名中 20名

5 議事

- ・報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第23号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第25号 下限面積（別段の面積）の設定審議について

6 農業委員会事務局出席者

事務局 3名出席

## 7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 16 名出席で定足数に達していますので、会議規則により第 7 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議長 皆さん、こんにちは。今月にいり日本各地で大雨の災害が発生しております。被害に遭われた方につきましては、お見舞いを申し上げます。

さて、我々の任期中の総会も本日が最後となりました。皆様には 3 年間大変お疲れ様でした。皆様には、農業者の諸問題の解決のためご尽力いただきましたことを会長として心よりお礼申し上げます。今季限りで辞められる方々については、今後も農業者の地域のリーダーとして頑張ってくださいと思います。なお、総会は今回が最後ですが、任期は 7 月 19 日までとなっていますので売買や転用に伴う確認のお願いがある場合もありますので、その際はよろしくお願ひします。本日の総会は、農業委員さんと最適化推進委員さん全員の招集で総会を開催いたしましたが、新型コロナウイルス感染防止予防として総会の時間については、短縮して進行いたしますのでよろしくお願ひいたします。それでは、まず農業委員会憲章の唱和を、本日は最適化推進委員の 8 番委員お願ひします。

唱和・・・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 29 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 7 件、第 4 条によるもの 3 件、第 5 条によるもの 9 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転 7 件、利用権の設定 47 件、使用貸借権の設定 1 件、下限面積の設定審議について 1 件、従いまして会期は本日 1 日とします。

なお、議事録署名委員については、5 番委員、6 番委員へお願ひ致します。

それでは最初に、報告第 7 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願ひします。

事務局 報告第 7 号の 29 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順 29 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、賃借人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 報告第 7 号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 報告第 7 号については、発言がないようですので、以上で報告第 7 号を終わります。続きまして、議案第 24 号農地法の規定による許可申請書の審議について 3 条 7 件、4 条 3 件、5 条 9 件、まず 3 条から説明願ひします。

事務局 議案第 24 号農地法第 3 条による許可申請の 3 件の譲受人は、いずれも農地法第 3 条及び同施行規則第 17 条 2 項 2 号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位 1 番から 3 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 農地法第 3 条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。3 条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法 3 条 3 件は決定します。  
つづきまして、第 4 条 3 件、第 5 条 9 件の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第 24 号農地法第 4 条による、転用許可申請の 3 件は、いずれも農地法第 4 条、同法施行規則第 2 2 条及び農地転用事務処理要領第 4 の許可基準を満たした農地です。順位 1 番から順位 3 番までの、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

また、農地法第 5 条による、転用許可申請の 9 件は、いずれも農地法第 5 条、同法施行規則第 2 2 条及び農地転用事務処理要領第 5 の許可基準を満たした農地です。順位 1 番から順位 9 番までの、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 本日の現地調査班の方々はお疲れ様でした。新型コロナウイルスの関係で事務局より簡潔に転用案件についての補足説明をお願いいたします。

事務局 今回は、現地調査班 5 名と事務局 2 名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。

○ 4 条 1 番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所内牧支所から北西へ、約 3 km のところになります。申請面積は 2, 939 m<sup>2</sup> で、畑として管理をしていくことが困難なので、植林を計画するものです。排水については、雨水のみで地下浸透となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がり が 10 ヘクタール未満の生産性の低い第 2 種農地となります。なお、申請地の一部に植林が実施しており、始末書が添付されております。

○ 4 条 2 番を説明します。

申請地は、JR 赤水駅から北へ、約 0.6 km のところになります。申請面積は 408 m<sup>2</sup> で、275 m<sup>2</sup> については宅地、133 m<sup>2</sup> については通路として利用しており追認申請するものです。排水については、雨水のみで南側の水路へ流す計画となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がり が 10 ヘクタール未満の生産性の低い第 2 種農地となります。なお、始末書が

添付されております。

○ 4条3番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所内牧支所から東へ、約2.6 kmのところになります。申請面積は365㎡で、現在、通路・庭園として利用しており追認申請するものです。排水については、雨水のみで隣接の水路への放流となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がりがある10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。なお、始末書が添付されております。

○ 5条順位1番を説明します。

申請地は、JR赤水駅から北西へ、約600mのところになります。阿蘇市が、市営住宅の集約を目的として、2階建て共同住宅を計画するもので、事業面積6,373㎡のうち転用面積2,088㎡となっております。排水については生活雑排水及び汚水については、合併浄化槽で処理し北側水路へ接続。雨水についても、水路へ放流する計画となっており、区長の同意も得ております。農地の区分は北西への農地の広がりがある第1種農地となりますが、集落に接続しておりますので許可可能です。

○ 5条順位2番を説明します。

申請地は、JRいこいの村駅から南西へ、約450mのところになります。申請面積1,596㎡の敷地に、事務所、駐車場、資材置場等を計画するものです。排水については生活雑排水及び汚水については、合併浄化槽で処理し隣接水路へ接続。雨水については、地下浸透する計画となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、JRいこいの村駅から500m以内の第2種農地となります。なお、代替地等の検討を行った結果の計画となります。

○ 5条順位3番を説明します。

申請地は、JR赤水駅から西へ、約1.5 kmのところになります。申請面積1,644㎡の敷地に、飼料ロール置場、農業用作業場等を計画するものです。排水については雨水のみで、北側水路へ放流する計画となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農用地区域内農地となります。農業用施設への転用申請です。

○ 5条順位4番を説明します。

申請地は、阿蘇地域振興局から北へ、約750mのところになります。現在借家住まいのため、申請面積395㎡の敷地に平屋建個人住宅（延床面積113㎡）を建設するものです。生活雑排水及び汚水については、合併浄化槽で処理し北側側溝へ接続。雨水についても、雨水枡等を設置し、側溝へ接続する計画となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、阿蘇地域振興局から1 km以内の第2種農地となります。代替地等の検討を行った結果の計画となります。

○ 5条順位5番を説明します。

申請地は、阿蘇地域振興局から南西へ、約850mのところになります。

現在借家住まいのため、申請面積288㎡の敷地に個人住宅（延床面積119㎡）を建設するものです。生活雑排水及び汚水については、合併浄化槽で処理し北側側溝へ接続。雨水についても、雨水枡等を設置し、側溝へ接続する計画となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、阿蘇地域振興局から1km以内の第2種農地となります。代替地等の検討を行った結果の計画となります。

○ 5条順位6番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所内牧支所から北へ、約2.5kmのところになります。申請面積は51㎡で、申請地北側で飲食業を営んでいるが、大型車両の進入に支障をきたしているので、通路を設置したもので、今回追認申請するものです。排水については、雨水のみで隣接側溝へ放流する計画となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。なお、始末書が添付されております。

○ 5条順位7番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所内牧支所から東へ、約2.6kmのところになります。申請面積485㎡の敷地に個人住宅（延床面積118㎡）を建設するものです。生活雑排水及び汚水については、合併浄化槽で処理し北側側溝へ接続。雨水についても、雨水枡等を設置し、側溝へ接続する計画となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。なお、譲渡人が現在庭園として利用しており、始末書が添付されております。

○ 5条順位8番を説明します。

申請地は、JR内牧駅から南東へ、約1.3kmのところになります。事業面積4,001㎡の敷地に、製鉄原料置場、通路、重機置場等を計画するものです。そのうち転用申請面積は、3,706㎡となっています。排水については雨水のみで、東側へ放流する計画となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。なお、代替地等の検討を行った結果の計画となります。

○ 5条順位9番を説明します。

申請地は、JR阿蘇駅から南へ、約500mのところになります。申請面積679㎡の敷地に、通路、駐車場等を計画するものです。排水については、雨水のみで隣接の側溝へ放流する計画となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、阿蘇市上水道及び公共下水道が埋設してある区域、かつ概ね500m以内に阿蘇小学校、古島医院が存在している場所なので第3種農地となります。第3種農地であり、原則許可となります。

議長 ありがとうございます。地元農業委員さん、推進委員さんから補足説明は、ございませんか。

(発言なし)

議 長 なければ4条、5条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。  
何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。4条、5条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので農地法4条3件、5条9件は決定します。

これで議案第3条、4条、5条については、決定いたしました。

議 長 続いて議案第24号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第24号所有権移転の7件は、いずれも農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

順位1番から順位7番までの、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議 長 議案第24号の所有権移転について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので所有権移転7件は決定します。

議 長 次に議案24号2番の利用権設定について説明願います。

事務局 議案第24号2番の利用権設定の47件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位47番まで、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議 長 議案第24号2番の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問はありませんか。

最適化推進委員9番 中間管理機構分について、契約期間が何年と何ヶ月と半端な期間になっていますが何か理由がありますか。

事務局 法人への貸し借りについて、先月も他の土地貸し借りがありましたので、今回の更新時期を併せるためのものです。

最適化推進委員9番 わかりました。

議 長 他に何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので利用権設定47件は決定します。

議 長 次に議案 24 号 3 番の使用貸借権設定について説明願います。

事務局 議案第 24 号 3 番の使用貸借権設定の 1 件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位 1 番の、貸人、借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第 24 号 3 番の使用貸借権設定の審議に移りたいと思います。何か質問はありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。使用貸借権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので使用貸借権設定 1 件は決定します。

これで議案第 24 号は、すべて原案のとおり決定いたしました。

議 長 続いて議案第 25 号下限面積の設定審議について事務局より説明願います。

事務局 下限面積の設定審議ということで、毎年審議を行っていただいています。

今回も、下限として 5 反ルールを議案書の理由のとおり実施するものです。

議 長 議案 25 号について何か質問はありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしければ挙手を願います。

(異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第 25 号は原案のとおり決定します。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第 7 回総会を閉会いたします。